

株式会社 埼玉りそな銀行

この書面には、ご投資にあたって特にご注意いただきたい事柄や、この商品のリスク、手数料などの費用、商品の特徴などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。（この書面は、金融商品取引法第37条の3（契約締結前の書面の交付）に基づき作成しております）

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談（サービスコード①#）の受付時間は平日9時～21時となります。〕

1 この商品の概要について（金融商品取引契約の概要）

- ◇ この商品は、投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。（運用成果はマイナスとなることがあります）
 - ◇ 募集・買付・換金等の取扱いは株式会社埼玉りそな銀行（販売会社）が行い、設定・運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）が行います。
 - ◇ ファミリーファンド方式により、主として新興国の政府または政府機関の発行する債券（ソブリン債券）に投資を行います。投資対象とするソブリン債券は、主に当該債券発行国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、マザーファンドの純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。
- さらに、マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の債券を投資対象とします。

2 この商品のリスクと留意点

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。
基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

当ファンドの主なリスクは以下のものがあります。

□ 市場リスク

◇ 債券に関するリスク

投資している国の金利水準が変動すると、その国の通貨で発行されている債券価格も変動するため、基準価額の変動要因になります。

一般に債券は固定金利で発行されますが、固定金利の債券について、金利と債券価格は反対に動く性格があります。金利が上昇すると、新たに発行される債券の金利も高くなりますので、それ以前に発行された債券は魅力が低下するため価格は下落する傾向があります。そのため、金利が上昇した場合投資しているファンドの基準価額の下落要因となります。また、償還までの期間が長い債券ほど、価格の変動幅が、残存期間の短いものに比べ、大きくなる傾向があります。

◇ 為替に関するリスク

外貨建資産に投資を行いますので、為替レートの影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により変動します。投資している国の通貨が円に対し弱く（円高）になると、投資資産の円貨換算額が減少するため、基準価額の下落要因となります。

※当ファンドは、原則、為替リスクを回避するためのヘッジは行いません。経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。その場合でも為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

□ 信用リスク

投資している国の経済情勢や、有価証券の発行体（国や企業等）の経営・財務状態、財政状態等が悪化した場合、その有価証券の価格が下落し、その結果ファンドの基準価額が下落することがあります。また、発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。このような場合もファンドの基準価額に影響を受け下落することがあります。

新興国のソブリン債券は、先進国のソブリン債券と比べて高利回りが期待できる一方で、信用力が低く、デフォルト（債務不履行）となるリスクも相対的に高いと考えられます。当ファンドは、ソブリン債券以外の債券にも投資を行いますので、ソブリン債券に投資するより、信用リスクが大きくなる場合もあります。

□ その他のリスク

◇ 流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すことになりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことにより、不測の損失を被る場合があります。

一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

◇ 新興国への投資に伴うリスク

投資対象とする新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、有価証券が取引される市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。

また新興国においては、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあり、政府当局が様々な規制を一方向的に導入することもあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があります。その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。

さらに新興国の税制は、先進国と異なる場合があります。それらの国における税制が一方向的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

以上のような要因により、基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。

◇ 低格付の債券への投資に伴うリスク

格付の低い債券は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引き上げ、引き下げなどによって上下に大きく変動します。

3 費用について

◇ この投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の①～③の合計額となります。なお、②の信託報酬については、保有日数に応じて、ご負担いただきます。

① お申込み時に直接ご負担いただく費用

申込手数料：取得申込総金額に応じて下記料率を申込受付日の翌営業日の基準価額に
乗じて得た金額

取得申込総金額	手数料率
1億円未満	3.150% (税込)
1億円以上	1.575% (税込)

※取得申込総金額とは、お申込みに際しお支払いいただく金額の総計で、
税込みのお申込手数料を含みます。

② 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信 託 報 酬：信託財産の純資産総額に対して年率1.8375% (税込)

その他の費用：監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合
の費用等は、信託財産中からご負担いただきます。これらの費用の合計額
は、事前に計算できないため、その額や計算方法を記載しておりません。

③ 途中換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額：ありません

4 お申込み（買付）について

◇ お申込受付日は、平成20年2月29日以降は、米国の銀行休業日以外の営業日となります。

◇ お申込価額は、平成20年2月1日から平成20年2月28日までは1口あたり1円。平成20年2月29日以降は、お申込受付日の翌営業日の基
準価額となります。

◇ お申込単位は、1万円以上1円単位となります。

5 収益の分配について

◇ 原則として毎月19日（休業日の時は翌営業日、第1回決算は平成20年5月19日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
ただし、2、5、8、11月の決算日には、繰越分を含めた売買益から分配を行うこともあります。

◇ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しますので、委託会社の判断で分配を行わない場合もあります。

◇ 分配金は、「再投資」タイプと「定期引出」タイプの選択が可能です。なお「再投資」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた
後、決算日の基準価額により自動的に手数料なしで全額再投資されます。「定期引出」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた
後、原則として決算日から起算して5営業日までに支払われます。

6 ご換金（解約・買取）について

◇ 換金受付日は、米国の銀行休業日以外の営業日となります。

◇ 換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額となります。

◇ 換金代金は、原則として換金の受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

◇ りそなダイレクトでのお取引きは、解約のみのお取扱いとなります（買取はできません）。

◇ 換金単位は、解約の場合1円以上1円単位、買取の場合1口以上1口単位となります。

※ただし、りそなダイレクトでの解約の場合は、1口以上1口単位となります。

7 税金について

◇収益分配金（普通分配金）ならびに解約・償還時の差益に対する税金

- 個人のお客さまについては、10%（所得税7%、住民税3%）の税率により源泉徴収されます。なお、平成21年4月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となることが予定されています。
- 法人のお客さまについては、7%（所得税7%）の税率により源泉徴収されます。なお、平成21年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率となることが予定されています。

◇買取請求時の売買益に対する税金

買取によるご換金の場合は、税金の取扱いが上記と異なります。

※税制については平成19年12月31日現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務相談などについては、お近くの税務署か税理士にご相談ください。

8 その他

- ◇信託期間は無期限です。ただし、当ファンドの設定日から1年経過以降、純資産総額が20億円を下回るようになった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受託会社（りそな信託銀行株式会社）と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還をさせることができます。
- ◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

ご購入いただくまでに、目論見書の記載内容を必ずご確認ください。

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号

●主な事業：銀行業 ●設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要（内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等） ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会 ●当社が加入または対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。